

選 択 約 款

(小型空調契約)

令和元年 1 0 月 1 日実施

酒田天然瓦斯株式会社

目 次

1. 目 的
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 契約の締結
6. 使用量の算定
7. 料 金
8. 単位料金の調整
9. その他

付 則

1. この選択約款の実施の期日
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置
3. この選択約款の揭示

別 表

1. 料金の算定方法
2. 料金表 1（小型空調契約 1 種）
3. 料金表 2（小型空調契約 2 種）

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容を使用者に通知の上、使用者との需給契約の内容を変更後の選択約款とするものとします。

3. 用語の定義

- (1)「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 105.5kW (30US.RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2)「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から 11月使用分（10月検針日の翌日から 11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から 12月検針日まで）から 3月使用分（2月検針日の翌日から 3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4)「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第 63 条の 2 の規定に基づき記載するものです。
- (5)「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

使用者が、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約 1 種、小型空調契約 2 種のいずれかを契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。

②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から 1 年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません ((4)において同じ)。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款 (ガス小売供給約款に定める料金を除きます。) への変更を申込みされた場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して 20 日以内 (以下「早収料金適用期間」といいます。) に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの (以下「遅収料金」といいます。) に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 当社は、小型空調契約 1 種には別表の料金表 1 (料金表の基本料金 (税抜)、基準単位料金 (税抜)) を用います。以下同じ) を、小型空調契約 2 種には別表の料金表 2 を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

42,680円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9964$$

$$+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0039$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社に揭示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施の期日

令和元年10月1日から実地いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

3. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金(税抜)又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

２．料金表１（小型空調契約１種）

（１）基本料金

１ヵ月およびガスメーター１個	3,960.00 円（税込）
につき	3,600.00 円（税抜）

（２）基準単位料金

単 位	冬 期	その他期
１立方メートル	146.6630 円（税込）	134.4860 円（税込）
につき	133.3300 円（税抜）	122.2600 円（税抜）

（３）調整単位料金

（２）の各基準単位料金をもとに８の規定により算出した１立方メートル当たりの単位料金いたします。

３．料金表２（小型空調契約２種）

（１）基本料金

１ヵ月およびガスメーター１個	1,430.00 円（税込）
につき	1,300.00 円（税抜）

（２）基準単位料金

単 位	冬 期	その他期
１立方メートル	164.3510 円（税込）	152.1740 円（税込）
につき	149.4100 円（税抜）	138.3400 円（税抜）

（３）調整単位料金

（２）の各基準単位料金をもとに８の規定により算出した１立方メートル当たりの単位料金いたします。